

# 小規模事業者持続化補助金のご案内

宮代町内で多くの事業者が採択された国の補助金の「小規模事業者持続化補助金」が、令和元年度補正予算で承認され、下記のとおり募集することが決定されましたので、ご案内いたします。

## 小規模事業者持続化補助金とは

小規模事業者が商工会と一体となって新たに取り組む販路開拓費用の2/3を国が補助するものです。

### 補助金額上限50万円（補助率2/3）

※買い物弱者対策の取り組みについては、補助上限額が100万円となります。

## 補助対象となる事業の例

- ・店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む）
- ・販売促進のチラシ作成、配布
- ・商品パッケージの変更
- ・移動販売、出張販売への対応
- ・商談会・展示会への出展
- ・販促用PR（新聞広告、WEB広告）
- ・ネット販売システムの構築
- ・新商品の開発

## 宮代町商工会員の採択の一例

- ・新規顧客を獲得するために事業所ホームページをリニューアルした
- ・高齢者向けメニューを開発し、高齢者のお客が増えることを想定して座椅子対応テーブルを導入した
- ・女性向けメニューを開発し、女性客が増えることを想定した店内改装を行った
- ・新たな顧客層向けにネット販売システムを一新した
- ・高齢者への美容サービスの負担軽減のため、移動式機器を導入した
- ・新メニュー導入に伴うメニュー表やポスターの作成を行った
- ・新たにイートイン販売を始めるための店内改装を行った

※公募要領及び申請書は埼玉県商工会連合会ホームページ右側「小規模事業者持続化補助金」のバナーをクリックして取得してください。

## 補助金を受けるために

- ◎小規模事業者ご自身が、販路開拓のための新たな取り組みを「経営計画」として審査機関に提出し、採択を受ける必要があります。
- ◎経営計画とは、自社の現状分析、新たな取り組み内容とその効果、計画の目標を計画書にまとめることです。
- ◎採択後に経営計画に基づいた事業を行われること（交付決定日以後の支出に限る）
- ◎証拠書類によって費用の確認ができる経費であること
- ◎商工会の支援を受けながら取り組む事業であること 等々

※小規模事業者持続化補助金が採択されても新たな取組に係る費用は、一旦、全額事業者ご自身でお支払いいただきます。その後、実績報告を行って承認された場合にのみ補助対象金額を請求することになります。前もって補助金が入金されることはありませんので、ご注意ください。

★補助金申請の相談例：最も分かりやすい例は以下のとおりです。

### 【補助金申請ができる例】

- ・新たな顧客を獲得するために新商品を開発して、PR広告を発行したい。新商品開発からPR広告発行、売り上げ目標等について、事業計画を作成するので補助金を申請したい。  
⇒販路開拓のための新たな取組が計画されているので補助金を申請できます。

### 【補助金を申請できない例】

- ・お金がほしいので補助金を申請したいのですが、  
⇒販路開拓のための新たな取り組みがないので、申請できません。

## 補助金申請書の提出期限

2次締切 令和2年 6月 5日（金）  
3次締切 令和2年10月 2日（金）  
4次締切 令和3年 2月 5日（金）

商工会では皆様がお考えの取り組みについて、事業計画の作成を支援いたします。ご不明な点がございましたら、是非商工会にご相談ください。

なお、当会での事業計画作成支援を希望される方は、2次締切り分 4月23日（木）、3次締切り分 8月31日（月）、4次締切り分12月11日（金）までに必ずお申し込み下さい。

## 小規模事業者とは

製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む会社および個人事業主であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業、（宿泊業・娯楽業は除く）に属する事業を主たる事業として営むものについては5人以下）の事業者です。

申込等詳細は 宮代町商会まで

TEL0480-35-1661